5　資格審査結果の通知　「資格審査結果通知書」により通知（申請書に記載された住所で代表者あてに郵送）する。

6　資格の有効期間

⑴　競争参加資格の有効期間　物品の製造等契約については資格を付与されたときから平成28年３月31日までとする。

　建設工事等契約については平成27年４月１日から平成29年３月31日までとする。なお、随時に申請した場合は、資格を付与された時から平成29年３月31日までとする。

7　競争参加資格を有する者の名簿の閲覧、及び資格審査に関する照会は別表の申請場所で行う。また、インターネットのホームページ（http://www.fra.affrc.go.jp/cont02/shisetu/index.html）にアクセスし、閲覧することもできる。

8　会社更生法に基づく更生手続開始の決定又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者の取扱い

⑴　今回の申請時において会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続申請中の者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続申請中の者は、手続開始の決定を受けた者（以下「更生手続等開始決定者」という。）となった後に申請を行うこと。

⑵　平成25・26・27年度物品の製造等に係る競争契約の参加資格を有する者、平成27・28年度建設工事等に係る競争契約の参加資格を有する者が更生手続等開始決定者となった時は、再度の申請を行うことができる。

⑶　更生手続等開始決定者であって、再度の申請を行わないときは、競争参加資格が取り消される場合がある。

9　合併等により新設された会社等の取扱い　合併等により新設された会社等とは、次の①から⑤までに掲げる会社等をいい、合併等後の経営事項審査を受けている者は、再度の一般競争（指名競争）参加資格の審査の申請を行うことができる。

①　合併等により新たに会社が設立された場合における新設会社又は合併により、その一方が存続した場合における存続会社

②　親会社がその営業（建設業）の一部を独立させるために新たに子会社を設立し、子会社が親会社の当該営業部門を譲り受けたことにより、親会社の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における子会社

③　新たに会社が設立され、当該会社が他の会社の営業（建設業）の全部又は一部を譲り受けたことにより当該営業を譲渡した会社の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における新設会社

④　既存の建設業者が他の建設業者から営業（建設業）の全部又は一部を譲り受けたことにより当該営業を譲渡した建設業者の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における当該営業を譲り受けた建設業者

⑤　営業（建設業）の全部又は一部を他の会社に承継させるために会社分割を行った会社の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における当該営業を承継した会社

10　その他

⑴　次の場合には、建設工事の申請ができないものとする。

①　建設業法第３条の規定による許可及び同法第27条の23に規定する経営事項審査を受けていない場合

②　経営事項審査において、総合評定値通知を受けていない場合

⑵　申請内容の変更　有資格者は、次の事項に変更があった場合には、「競争契約参加資格審査申請書変更届（建設工事、測量等、物品の製造等）」に次に掲げる書類各１部を添え、申請場所に速やかに提出すること。なお、変更届の入手方法は、申請書と同じ。

①　「本社（店）住所」、「商号又は名称」、「代表者氏名」の場合は、登記事項証明書（法人の場合）又はその写し、又は変更項目を確認できる書類（個人の場合）

②　物品の製造等の「希望する資格の種類」又は「営業品目」の場合は、資格審査結果通知書の写し

　なお、「希望する資格の種類」に「物品の製造」を追加する場合は、直近の財務諸表と申請書様式の「設備の額」及び「主要設備の規模」の欄と同様の記載をした適宜様式

③　建設工事の「競争参加資格希望業種区分」の場合は、資格審査結果通知書の写し及び総合評定値通知書

④　測量・建設コンサルタント等の「競争参加資格希望業種区分」の場合は、資格審査結果通知書の写し及び申請書様式の「直前２ヶ年間の年間平均実績高」の欄と同様の記載をした適宜様式

別記１　付与数値（物品の製造等）

〔掲載順序　項目　段階：付与数値（年間平均高、自己資本額及び営業年数については物品の製造、物品の製造以外の２区分の付与数値（左側が物品の製造、右側が物品の製造以外の付与数値）を示し、流動比率については共通の付与数値を示し、機械設備等の額は物品の製造のみの付与数値を示す。）〕

⑴　年間平均（生産・販売）高

200億円以上		：60、65
100億円以上	200億円未満	：55、60
50億円以上	100億円未満	：50、55
25億円以上	50億円未満	：45、50
10億円以上	25億円未満	：40、45
５億円以上	10億円未満	：35、40
2.5億円以上	５億円未満	：30、35
１億円以上	2.5億円未満	：25、30
5,000万円以上	１億円未満	：20、25
2,500万円以上	5,000万円未満	：15、20
2,500万円未満		：10、15

⑵　自己資本額

10億円以上		：10、15
１億円以上	10億円未満	：８、12
1,000万円以上	１億円未満	：６、９
100万円以上	1,000万円未満	：４、６
100万円未満		：２、３

⑶　流動比率

140％以上		：10
120％以上	140％未満	：８
100％以上	120％未満	：６
100％未満		：４

⑷　営業年数

20年以上		：５、10
10年以上	20年未満	：４、８
10年未満		：３、６

⑸　機械設備等の額

10億円以上		：15
１億円以上	10億円未満	：12
5,000万円以上	１億円未満	：９
1,000万円以上	5,000万円未満	：６
1,000万円未満		：３

⑹　合計（最高点）　100

別記２　付与数値（測量・建設コンサルタント等）

〔掲載順序　項目　段階：付与数値〕

⑴　年間平均測量等実績高

100億円以上		：60
50億円以上	100億円未満	：55
20億円以上	50億円未満	：50
10億円以上	20億円未満	：45
２億円以上	10億円未満	：40
１億円以上	２億円未満	：35
2,000万円以上	１億円未満	：30
1,000万円以上	2,000万円未満	：25
500万円以上	1,000万円未満	：20
300万円以上	500万円未満	：15
200万円以上	300万円未満	：10
200万円未満		：５

⑵　自己資本額

10億円以上		：10
１億円以上	10億円未満	：８
1,000万円以上	１億円未満	：６
100万円以上	1,000万円未満	：４
100万円未満		：２

⑶　流動比率

30％以上		：14
95％以上	130％未満	：10
75％以上	95％未満	：６
60％以上	75％未満	：２

⑷　営業年数

25年以上		：10
10年以上	25年未満	：８
５年以上	10年未満	：６
５年未満		：４

⑸　合計　（最高点）　94

別記３　資格の種類別等級区分及び予定価格の範囲

〔掲載順序　契約の種類　①数値：等級　②予定価格の範囲〕

⑴　物品の製造（船舶類以外）

①

90点以上		：A
80点以上	90点未満	：B
55点以上	80点未満	：C
55点未満		：D

②　Aは3,000万円以上、Bは2,000万円以上3,000万円未満、Cは400万円以上2,000万円未満、Dは400万円未満